

環境マネジメントシステム審査実施要領

1. 趣旨

この要領は加古川市が環境マネジメントシステムにかかる審査を実施するにあたって、加古川市環境管理マニュアルに定められた事項の他、必要な事項を定めるものである。

2. 審査の対象

実地審査については、統括環境管理責任者（環境部長）が、環境マネジメントシステムの適用範囲のうち、環境負荷及び環境マネジメントシステムの運用状況を考慮し、年度ごとに選定し、実施する。なお、実地審査で対象とならなかった部署については、市長が環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）に命じ、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）が随時、書類の確認を実施する。

3. 実地審査の目的

加古川市環境マネジメントシステム審査の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）環境マネジメントシステムにかかる運用状況の点検・確認とその結果に基づく改善。
- （２）各職場においての環境負荷の低減・保全に資する模範的な事例を賞し、広く紹介することによる環境意識の高揚。
- （３）実地審査の結果、その他の情報に関する市長への報告。

4. 実地審査の実施時期

実地審査の実施時期に関しては、年１回、定期的に実施するほか、必要な場合は統括環境管理責任者（環境部長）の判断で臨時に実施することができる。

5. 環境マネジメントシステム審査員の任命・委嘱

実地審査に際しては、市長が、市民及び職員の中から「環境マネジメントシステム審査員」を任命・委嘱し、環境マネジメントシステム審査員がこれを実施する。

6. 審査チームの編成及びチームリーダーの指名

統括環境管理責任者（環境部長）は、審査の客観性と独立性の確保に配慮し、審査チームを編成する。なお、編成にあたっては、チームごとに環境マネジメントシステム審査チームリーダーを指名する。

7. 環境マネジメントシステム審査員の権限

環境マネジメントシステム審査員は実地審査に際して、審査対象部署に環境マネジメントシステム審査に必要と認められる範囲で、資料等の提出及び事実の説明を求めることができる。

8. 環境マネジメントシステム審査員の義務

環境マネジメントシステム審査員の義務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 環境マネジメントシステム審査員は審査結果の評価及び意見の表明にあたっては、常に公平な態度を保持する。
- (2) 環境マネジメントシステム審査員は環境マネジメントシステム審査で知り得た審査対象部署の秘密情報を他に漏らしてはならない。

9. 環境マネジメントシステム審査員の職務

環境マネジメントシステム審査員の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 環境マネジメントシステム審査員研修の受講

環境マネジメントシステム審査員は、環境マネジメントシステム審査員研修を受講しなければならない。ただし、統括環境管理責任者（環境部長）が認めた場合については、研修の一部を省略することができる。

(2) 審査計画に基づいた審査時期の具体的な調整と通知

環境マネジメントシステム審査チームリーダーは、「環境マネジメントシステム審査計画書」に従って、審査対象部署と日時等の調整を行ったうえ「環境マネジメントシステム審査通知書」を発行して、審査対象部署の環境推進マネージャー（課等の長）に通知するとともに、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）を経由して統括環境管理責任者（環境部長）に報告する。

(3) 事前準備

環境マネジメントシステム審査員は、環境マネジメントシステム審査の事前準備として、審査対象部署のシステム運用に関する様式等を、必要に応じて事前に審査する。

(4) 環境マネジメントシステム審査の実施

環境マネジメントシステム審査員は、次の手順により審査を実施するものとする。

ア 審査員は、ヒアリングや現場の観察等の客観的な裏付けを通して、審査対象部署の環境マネジメントシステムにかかる運用状況の実態を把握し、それぞれの審査員ごとに「環境マネジメントシステム審査チェックシート」（以下、チェックシートという。）の審査項目等について、チェックシートに掲げる基準を参考に判定し、判定結果を記入する。なお、改善が必要な事項や模範的な事例については適宜文書等により詳細を記録する。

イ 審査チームリーダーは、環境マネジメントシステム審査終了時に、審査対象部署の環境推進マネージャー（課等の長）に対して講評を行う。

ウ 環境マネジメントシステム審査チームは、審査終了時に、各審査員のチェックシートを基に、チーム内で審査結果について協議する。

エ 審査チームリーダーは、協議内容に基づいて「環境マネジメントシステム審査報告書」を作成する。

(5) 環境マネジメントシステム審査結果の報告

環境マネジメントシステム審査チームリーダーは、審査終了後に作成した「環境マネジメントシステム審査報告書」を、審査対象部署の環境推進マネージャー（課等の長）に送付する。

また、環境マネジメントシステム審査チームリーダーは、「環境マネジメントシステ

ム審査報告書」とチェックシートを環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）経由で統括環境管理責任者（環境部長）に提出する。

10. 審査対象部署の環境推進マネージャー（課等の長）の責務

審査対象部署の環境推進マネージャー（課等の長）は、前9.（5）にある「環境マネジメントシステム審査報告書」によって＜別表＞に掲げる「重大な指摘」又は「軽微な指摘」を受けた場合は、状況に応じ、次のいずれかに掲げる手順により改善を実施する。

ア 「重大な指摘」又は「軽微な指摘」に対して、即時の改善が可能な場合については、速やかに改善を実施後、「改善実施報告（計画）書」に記録し、環境管理責任者（部等の長）の承認を受け、作成したデータを、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）及び環境マネジメントシステム審査チームリーダーに送付する。

イ 「重大な指摘」又は「軽微な指摘」に対して、即時の改善が不可能な場合については、速やかに改善計画を立案後、「改善実施報告（計画）書」に記録し、環境管理責任者（部等の長）の承認を受け、作成したデータを、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）及び環境マネジメントシステム審査チームリーダーに送付する。また、改善後は速やかに提出した改善計画に改善結果を追記し、環境管理責任者（部等の長）の承認を受け、作成したデータを、環境マネジメントシステム推進事務局（環境政策課）及び環境マネジメントシステム審査チームリーダーに送付する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

＜別表＞環境マネジメントシステム審査結果の指摘区分

指摘区分	主 な 内 容
重大な指摘	環境マネジメントシステムの運用において、目標が設定されていない、運用が正しくなされていない等の重大な要改善事項。
軽微な指摘	環境マネジメントシステムの運用において、必ず改善を要すると思われる事項のうち、上記の重大な指摘以外に属する事項。
助言	環境マネジメントシステムのよりよい運用のため審査チームが助言を行う事項。対象課は内容をできるだけ反映することが望ましい。
模範的事例	各職場においての環境負荷の低減・保全に資する模範的な事例。（必ずしも独創的な取り組みである必要はない。）